

中新川 新しい総合事業における指定基準及び単位等(案)

【訪問型サービス】

		現行の介護予防訪問介護相当のサービス (現行の基準と同様)	緩和した基準による訪問型サービス ④	住民ボランティア・住民主体の自主活動 ⑤ (必ず遵守すべき基準)
対象者		・既にサービスを利用している方で、サービス利用の継続が必要な方 ・訪問介護員によるサービスが必要な方	・要支援者 ・事業対象者	
訪問型サービスの内容		【現行の介護予防訪問介護と同じ】 ホームヘルパーの訪問による身体介護と生活援助 1回45分～60分程度 ※身体介護と生活援助の区別なし ※乗車や降車等の介助は利用不可 (例) 入浴介助、おむつ交換、そうじ、せんたく調理、服薬の仕分け、近所の買物同行等	生活援助のみ 入浴介助なし Ⅰ 1回45分～60分程度 Ⅱ 1回20分～45分未満 Ⅲ 1回20分未満(短時間) (例) 身体介護以外 調理、そうじ、せんたく、買物代行等	住民主体の自主活動として行う生活援助等 (例) 配食サービス 買い物代行 見守り支援 など
訪問型サービスの基準	人員	・管理者 ※ 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※ ※ 一部非常勤職員も可能。 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務従事した介護職員初任者研修等修了者】	・管理者 ※ 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能。 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数 【資格要件:従事者に同じ】	・従事者 必要数 【資格要件:なし】
	設備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品		・事業の運営に必要な広さを有する区画 ・必要な設備・備品
	運営	・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様)	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供	・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・従事者又は従事者であった者の秘密保持 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供
訪問型サービスの単価		【現行の介護予防訪問介護と同じ】	組合基準訪問型サービス(国基準90%)	
		単位	単位	
		訪問Ⅰ(週1回、要支援1・2他)月 1,168	訪問型サービスⅠ(45分～60分、要支援1・2他) 回 203	
		訪問Ⅱ(週2回、要支援1・2他)月 2,335	国基準生活援助45分以上 225単位の90%	
		訪問Ⅲ(週2回以上、要支援2)月 3,704		
		訪問Ⅳ(月4回迄、要支援1・2他)回 266	訪問型サービスⅡ(20分～45分未満、要支援1・2他)回 165	
		訪問Ⅴ(月5～8回、要支援1・2他)回 270	国基準生活援助20分以上45分未満183単位の90%	
	訪問Ⅵ(月9～12回、要支援2)回 285	訪問型サービスⅢ(20分未満、要支援1・2他) 回 132		
		訪問型サービスⅡ 165単位の80%		

中新川広域行政事務組合基準によるサービスの報酬加算(案)

訪問型サービス		
	現行の介護予防相当サービス(現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス ④
初回加算	新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: 月200単位	なし
生活機能向上連携加算	利用者に対して生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、理学療法士等と連携して訪問型サービスを行った場合 加算単位: 月100単位	なし
介護職員処遇改善加算	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、県知事又は組合理事長に届け出た指定訪問型サービス事業所が、利用者に対し指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: (Ⅰ) 所定単位の1000分の86 (Ⅱ) 所定単位の1000分の48 (Ⅲ) 所定単位の1000分の43.2 ((Ⅱ) × 0.9) (Ⅳ) 所定単位の1000分の38.4 ((Ⅱ) × 0.8)	なし
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者減算	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 所定単位数に70/100を乗じる	なし
同一建物減算	指定訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合 所定単位数に90/100を乗じる	同左 減算単位: 所定単位数に100分の90を乗じる
中山間地域における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問型サービス事業所又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: 所定単位の100分の10	同左 加算単位: 所定単位の100分の10
中山間地域等居住者加算	指定訪問型サービス事業所の訪問介護員等が厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて指定訪問型サービスを行った場合 加算単位: 所定単位の100分の5	同左 加算単位: 所定単位の100分の5

中新川広域行政事務組合基準によるサービスの報酬加算(案)

通所型サービス														
	現行の介護予防相当サービス(現行の基準と同様)	緩和した基準によるサービス ④												
生活機能向上グループ活動加算	<p>利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合</p> <p>加算単位: 月100単位</p>	なし												
運動機能向上加算	<p>利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するものと認められるものを行った場合</p> <p>加算単位: 月225単位</p>	なし												
栄養改善加算	<p>低栄養状態にある利用者に対して低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合</p> <p>加算単位: 月150単位</p>	なし												
口腔機能向上加算	<p>口腔機能が低下している利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合</p> <p>加算単位: 月150単位</p>	なし												
選択的サービス複数実施加算	<p>利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち、複数のサービスを実施した場合</p> <p>加算単位: 2種類: 月480単位、3種類: 月700単位</p>	なし												
事業所評価加算	<p>厚生労働省が定める基準に適合しているものとして県知事又は組合理事長に届け出た指定通所型サービス事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する</p> <p>加算単位: 月120単位</p>	<p>同左</p> <p>加算単位: 1回30単位</p>												
サービス提供体制強化加算	<p>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事又は組合理事長に届け出た指定通所型サービス事業所が利用者に対し指定通所型サービスを行った場合</p> <p>加算単位:</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>要支援1他</td> <td>要支援2他</td> </tr> <tr> <td>(I)イ</td> <td>月72単位</td> <td>月144単位</td> </tr> <tr> <td>(I)ロ</td> <td>月48単位</td> <td>月96単位</td> </tr> <tr> <td>(II)</td> <td>月24単位</td> <td>月48単位</td> </tr> </table>		要支援1他	要支援2他	(I)イ	月72単位	月144単位	(I)ロ	月48単位	月96単位	(II)	月24単位	月48単位	<p>なし</p> <p>人員基準が国基準と異なるため</p>
	要支援1他	要支援2他												
(I)イ	月72単位	月144単位												
(I)ロ	月48単位	月96単位												
(II)	月24単位	月48単位												